

# タンズィマート期オスマン海軍の艦艇規則

—— スレイマニエ図書館蔵

## Bahriye Kanunnamesi の紹介 ——

楠 昌 一 朗

### 1. はじめに

ここで取り上げる史料は、スレイマニエ図書館 Hüsrev Paşa 部第835号に分類される Bahriye Kanunnamesi の標題をもつ刷本である。本文8頁から成り全31項で構成されるが、表紙と第1頁目が欠損しているため、序文及び第1、第2項を欠いている。また作製年月日と起草者も不明である。

本史料の存在は過去に全く知られていなかったわけではない。イスタンブル大学史学科助教授の Ali İhsan Gençer 氏は「海軍に於いて実施された改革運動と海軍会議の創設 (1789 - 1867)」と題する学位請求論文の中で、Tanzimat の趣旨に沿った海軍内各組織のより体系的・機能的運営を目的としたヒジュラ暦1265 (1849) 年の Bahriye Nizamnamesi の編纂にあたり、この刷本の Bahriye Kanunnamesi も参考にされた可能性のあることを示唆する<sup>②</sup>。但し内容の紹介までには至っていない。

ところでスレイマニエ図書館の分類カードに Bahriye Kanunnamesi として登録されている本史料は、内容から見て実質的には talimatname (タリマートナーメ) の部類に属するものであることが分かる。talimatname はその定義・分類に曖昧な点が残るが、ここでは次のように規定する。即ち、組織の任務担当者が、要求される個々の任務の実施方法を把握し、実際に任務の遂行に携わる者の活動内容とその範囲・方法等を明示するためにその組織の上層部により作成されたもので、言わば行動の指針を示す便覧的な性格を持った手引書である。尚、本稿で紹介する talimatname の他に Tanzimat 期に発行されたオスマン帝国海軍による talimatname としては、ヒジュラ暦1265年 Cemaziyelahir 月5日 (1849年4月29日) 発行の「海軍砲兵タリマートナーメ (Bahriye topçular talimatnamesi)」, 同1267年 Safer 月17日 (1850年2月22日) の「港灣タリマートナーメ (Limanlar talimatnamesi)」及び同1267年 Cemaziyelevvel 月 (1851年3月) の「機関士・火夫・石炭夫タリマートナーメ (Çarkıcı, ateşçi ve kömürçü tali-

matnamesi)」等が知られる。<sup>④</sup>

本 talimatname (以下 TN と略す) は、主としてオスマン帝国艦隊 (Donanma-yı hümayun) に所属する艦艇の艦長 (Süvari kapudan, Sefine süvarisi) が洋上で任務にあたる際に、いかに行動すべきか、その指針を示すものである。周知のように、オスマン海軍では平時編制と戦時編制とが考えられ、平時編制は造船所の成員や有給の専門職人より、また戦時編制は艦隊の成員より構成される。従来セリム三世 (在位1789-1807) に始まり Tanzimat に至る時期のオスマン帝国海軍の近代化を扱った研究は稀少で、しかもそれらは海軍学校の沿革や造船所の中枢となる組織構造の変遷を主題にしたもので、戦時編制下の艦艇の海上に於ける実際の活動状況を知る縁となり得るものは皆無に等しい。この点で TN は今後戦時編制下に於ける近代オスマン帝国海軍の行動を検討する際、まず念頭に置いて考慮されるべき基礎的知識となる多くの事項を含んでおり、その存在も少なからず貴重であろうと考える。

## 2. TNの作成時期について

前述のように TN の中に作製の年代日付を示す記述や注記は見当たらない。Gençer 氏は TN 中に海軍会議 (Bahriye Meclisi) への言及がないとして、「Tanzimat 以前に発行された印象を与える」とし、更に TN が Hüsrev Paşa 部に分類登録されていることを理由に、1811-5 年と 1822-6 年の 2 期に亘って海軍提督 (Kapudan-ı Derya) を務め、またマフムード二世 (在位1808-39) の治世に Serasker となり「ムスリム常勝軍 (Asakir-i Mansure-i Muhammediyye)」の編成にも尽力のあった Mehmed Hüsrev Paşa<sup>⑤</sup> により準備された草案である可能性のあることを示唆している。

TN は刷本で、確かに Hüsrev Paşa はオスマン帝国への石版印刷術の導入に貢献し、ヒジュラ暦1240年 Zilkade 月 9 日 (1826年 6 月 3 日) のイエニチェリ廃止 (Vaka-yı Hayriyye) 後、新たに編成されたムスリム常勝軍の効率的な教育のため、Bab-ı serasker に印刷所を設け、ヒジュラ暦1247 (1831) 年の Nuhbet-üt-ta'lim を初めとする一連の talimatname の印刷・刊行に尽力したという実績はある。しかしそれのみで結論づける Gençer 氏の推論には無理がある。

また海軍会議について言えば、TN の第23項中には艦内で犯罪が発生した場合に於ける艦長の対応について規定してあるが、その中に実際に、「……艦長が指示し確認した後、オスマン政庁に出頭するが、その時に直接日誌を海軍会議に提出すること。検分の際には海軍会議から [検分を] 実施する側に必要事項を書き記して実施すること。……」とある。更に続けて、「……犯罪が生じた際に、海軍会議で審理される (問題としての) 公判は、艦長と共に審議されるの

⑫で、……」という一文もあり、TNが作成された時点で既に海軍会議が創設されていたことは明らかである。

TNの作製時期はその中に見える海軍に関連する用語や官職名に着目することで、ある程度まで限定することは可能である。サフヴェトの『オスマン海軍史の綱糸』の「海軍会議は何年に開設されたか (Meclis-i Bahriye hangi yılında açıldı?)」と題する章では、最初の海軍会議の創設に関する史料が掲載されているが、それによると、その設立はヒジュラ暦1255年 Zilkade 月18日 (1840年1月23日)に相当する<sup>⑬</sup>。従ってTNの発行は早くとも同日以降にならなければならない。

また、TNの第13項では儀礼等に於ける将官に対する礼砲の数が規程されているが、その中に将官としてkapudane-i hümayun, patrona, riyale-i hümayunらの名が見える。『オスマン国家年鑑』は、ヒジュラ暦1263 (1847) 年以降年に一度国家によって発行されたが、それには海軍の上級官吏・将官のリストが掲載されているものがある。それを追って行くと、ヒジュラ暦1274 (1857-8) 年度には patrona 1名, riyale 3名が<sup>⑭</sup>、1277 (1860-1), 1278 (1861-2) 年度には kapudane, patrona, riyale 各1名ずつ<sup>⑮</sup>、1279 (1862-3) 年度には kapudane, riyale が各1名, patrona 2名が<sup>⑯</sup>リストに見える。しかし、1281 (1864-5) 年度には kapudane 1名のみとなり<sup>⑰</sup>、終には1282 (1865-6) 年度の前年度と同じ kapudane の Edhem Paşa を最後にこれらの将官名は完全に消滅してしまっている。またヒジュラ暦1277年から1282年迄の諸事件を扱う『ルトフィー史』第10巻では kapudane, patrona, riyale に関する記事は都合4度現れるが<sup>⑱</sup>、同巻ではヒジュラ暦1281年に kapudane の称号が海軍工廠長 (İmalat-ı bahriyye riyaseti) のものになったとする記事を最後に、以下の巻も含めてそれらの将官名は見られなくなる。従ってヒジュラ暦1281、82年頃を境に、これら将官名は以後使用されなくなったと考えてはば間違いないものと思われ、よってTNの作成は、少なくとも Gençer 氏の言うように Tanzimat 以前のものではなく、それ以後で、最大限1840年1月13日から1866年5月15日の間と些か広範ではあるが断定出来るのである。

### 3. TNの内容と訳文

まずテキスト本文に入る前に些か繁雑なきらいのあるTNの各項に盛り込まれた内容を簡単に整理しておく。

第3項：艦内勤務の兵卒の外出の原則的な禁止。兵卒の職務行動の大原則。国有物以外の船荷の持ち込みの禁止。第4項：艦長と乗組員の売買行為と取引の禁止。第5項：任地に於ける食料・用具等の調達方法。水の補給を判断基準

とする航行の決定。第6項：支出簿の作成による食糧、軍用品、用具・器具の管理。第7項：食糧の配給方法。第8項：艦内の器物破損への対処。第9項：艦艇の航行に関する様々な指針。第10項：輸送船に於ける移送中の軍隊の待遇とその食糧の配給方法。病人の食事。第11項：任地に於ける食料の受贈と購入。第12項：礼砲を発射する諸条件と決定方法。第13項：官位に応じた礼砲の数と外国船と遭遇した際の礼砲。第14項：艦艇から遠隔地への艦載艇及び人員派遣の指針。第15項：艦長の外出。任地で受け取った私的な積み荷の輸送の禁止。第16項：コーヒーの煮沸と配給の方法。第17項：艦長の随行者。第18項：当直の実施方法。第19項：艦長外出中の艦艇の取るべき位置。艦長の外出の条件。第20項：港内停泊時に於ける他の艦艇への警戒。第21項：夜間港内停泊時に於ける注意事項。第22項：艦艇の整備と規律・衛生の責任の所在。第23項：帆の整備。艦長による船員の任務把握の方法。当直の任務内容。職務上生じた過失の処理方法。艦内で生じた犯罪の処置。第24項：検疫の実施方法。第25項：航行中に於ける兵員の甲板作業の編成。第26項：停泊中に於ける兵員の甲板作業の編成。第27項：点呼の実施方法。第28項：兵員の衣類・所持品の管理。第29項：銃兵の処遇と行動規定。第30項：病人への処置。第31項：薬品の支出の管理方法。

以下にTNの訳文を示す。但し元来冗長で装飾的要素の多いオスマン語をテキストに即して逐語的に訳を施すことには無理があり、所によっては意識されている個所もある事を予め断っておく。尚補足した部分はブラケットで囲んである。

### 【スレイマニエ図書館蔵ヒュスレヴ・パシヤ部第835号】

第3項： 艦内に勤務する兵卒が訪問(sıla'ı rahm)等により遠方へ外出することを許可しない。但し艦艇の位置する統治区域(mahalle-i vilâyet)の情勢が非常に安定しており、同地で4、5日投錨(lenger-endâz)することを望む場合、安全確実な方法を尊重し許可すること。乗組員を軍役(silk-i 'askeri)から外すことは出来ず、兵卒階級にはスルタンへの奉公(hidmet-i pâdişâhi)以外の自分自身や他人の用務に決して従事させないこと。貨物(nevl)として自分自身の所有物や友人の荷物を艦艇に積み込ませず、船荷は国用品(emvâl-i mîriye)に限ること。

第4項： 艦長は自分自身が商売に携わってはならないのみならず、配下の士官と兵員ら全員が売買行為(ahz u i'tâ)や商取引(bey' ü sirâ)を行わないように注意を払い、それらの中に商売を行う者がいる場合、その禁を犯した者と共に艦長にも責任が有り譴責すること。

第5項： 乗組員の食料や用具等で不足がある場合、近在の徴税官(muhassıl)

が徴用しスルタンによって下賜されたその割り当てを配下の者に全て支給すること。記載に欠漏した品目に注意を払うこと。生活に不可欠な水については、誰にも難儀させぬようにし、たとえ天候が良好で出帆していても、水の補給のため行き先にある港に到着出来ない公算が強い場合、また到着する地に於いて水の補給が可能であっても十分な量を確保出来ないならば出航しないこと。

第6項： 艦艇書記 (sefine hâcesi) となる人物は〔遠征前に〕乗船する艦艇に備えてある全ての器具・用具を帳簿より記載してから、遠征時には軍用品 (mühimmât) も食料品も毎月どれ程支出されようとも、その帳簿を作成し、艦長と艦長に最も近い階級にある士官が支出簿 (defter-i masârifât) に署名し、その帳簿の写しを同様に日誌 (jurnal) に記載すること。<sup>63)</sup>

第7項： 艦艇<sup>64)</sup>の事務長 (müdür) となる者は、当直 (nevbetci)、百人隊長 (yüzbaşı)、艦長補佐 (mülâzim)、下士官 (çavuş) らが揃った所で、毎日調理しなければならない様々な食料を、全ての彼らの前で秤の標準を合わせ (vezn-i kantâr yedüb)、艦艇の作業員に配給すること。配給の合図は当直の士官の役目である。押印付の受領証 (sened) を受け取り、その割り当てを毎日の規定量に過不足なく与えること。当直の士官は、前述の割り当てが大鍋に据えられて調理され、兵卒へ分配されることを監督し、食料・食物を盗難と腐敗から守るように注意すること。

第8項： 不幸にも乗船した艦艇の軍用品やその他の物を1アクチュ分であろうとも、〔正当な〕理由なく破損したことが、時の経過と共に明るみにでた場合、それに応じて原因の如何に拘わらず、出来る限り破損品の代価を弁償させた後、相応の処罰が実施されることを熟知しておくこと。

第9項： 艦長は任地に於いて任務を遂行し水を完全に補給した後、天候が良好であれば、停泊・逗留することなく直ちに出航すること。任地以外の場所に向かい、積み荷を引き受けたり、訪問したりするような口実 (özr) で進路から外れないこと。理由なく一所で停泊・逗留しないこと。艦艇に関して不備 (özr) がある場合、早急にその問題を調査して任地に立出するように注意すること。

軍隊の移送を任務とする艦艇について

第10項： 帝国艦隊 (sefine-i şâhâne) に所属する艦艇に帝国軍隊〔の兵員〕を積載し、ある場所からある場所へ移送することが必要な際に、特に自らの艦艇で自らの任地へ赴く場合には、帝国軍隊の中から所定数の兵員を積載し、士官は艦艇の士官と兵卒は艦艇の兵卒と全く差別することなく、同一の方式に則って待遇すること。彼らのために必要となる食物は、帝国艦隊の兵卒に割り当てられる食物と同様に支給されねばならないことは自明であるが、艦艇の調理

場に於いては、艦艇の通常の乗組員以外の者のために調理することは不可能なこともあり、その場合には、同乗者となる兵卒の食糧の割り当てがどのように定められていようと、艦艇の乗組員への割り当てもその〔同乗者となる者の〕割り当てに従って支給されること。艦艇から病人が出た場合、病人にのみスープを調理すること。艦内の兵士とそれ以外の移送中の帝国軍隊の食物を、調理場が可能なら、その際には一度に全員の〔食物を〕調理し、配給することに注意を払うこと。

第11項： 位置している地域の産物を贈答品の名目で受け取ったり、徴税官や憲兵 (zabtiye me'mûri) らから最高50クルシュ分の食料や果物を購入することは正当な行為であるが、贈答者が貧民の場合、贈答品が名ばかりで価値がなければ受け取らないこと。

第12項： 艦艇が私略船 (korsan sefinesi) である場合に行う帝国の祝賀 (meserret-i şâhâne) の際に、またスルタンの城塞の内の一つ (kılâ'-i hâkâniyenîñ biri) の正面を通過する際に、また大宰相や海軍大将 (ferîkân-ı kirâm) らの階級保有者が私略船に来賓として〔招かれて〕到着した際に、また諸外国の私略船と遭遇した場合に、敬意を表するために礼砲を発射することは、現行の海軍の規定 (kavâ'id-i meriye'-i bahriyye) に従って艦長が承認すること。艦長が自らの意のままに行動し、自分の通過を友人に知らせるために大砲や実弾を撃つたりすることは認められない。

第13項： 礼砲を撃つ必要の有る人物の内、大提督 (müşîr) と大宰相らには19発、海軍大将に17発、カプダーネ・イ・ヒュマーユーン (kapudane-i hümâyûn) にも同様に17発、パトロナ (batrona) 及び海軍中將 (livâ) に15発、リヤーレ・イ・ヒュマーユーン (riyâle-i hümâyûn) に13発、部隊長 (başbuğ) となる者に11発、艦長に9発ずつ放つこと。他国の艦船に遭遇した際には、その艦船がどの艦級 (pâye) に属するか十分注意し、その等級に応じて相手の側から敬意を表させる方法を取り、相手の礼砲に応じて撃ち返し、歓迎の儀 (merâsim-i hoş) を実施すること。

第14項： 任地に到着した際や水の補給のため港湾で滞在中に、遠方へ艦載艇 (filûka) や人員を、艦隊長 (hazret-i kapudani) によって発令された命令や協議会 (meclis) の判断以外では派遣しないこと。止むを得ず派遣が必要になった際には、それが国事 (mesâlih-i miriye) に関連する問題であるという条件に照らし合わせ、その行動は艦隊長の判断に委ねられること。

第15項： 艦長は艦外に6時間以上留まらぬこと。〔積み荷は〕高価で軽量 (bahâda ağır yükde hafif) であること。乗船する者は友人や商人の荷物を引き受けて、任地からオスマン政庁 (Der-i 'Aliyye) やその他の地に運搬しないこと。

第16項： 艦上ではコーヒーをコーヒー店のように挽くことはならず、1オ

⑩ ッカのコーヒーを徴用しその価格が分かった時、コーヒー茶碗何杯分になるかも一度試してみる事。そのコーヒー茶碗一杯分当たり〔分量〕が何人分に相当しようとも、それ〔分量〕に従って愛飲者に与えられる事。この職務を司ることを許された作業補助員 (işci yamağı) に対し、月額15クルシユ程度の報酬が艦長によって与えられるが、より多くの報酬を求めて心を惑わせないようにすること。兵卒がコーヒーで1アクチュたりとも儲けを得ないように作業補助員の中から適任者に沸かさせて常飲者に与えることを許可すること。

第17項： 艦長が艦長室 (kamara) や外出する際に側に若い従者ではなく、〔誘惑に〕屈しない勇敢な下士官を随行させる事。艦長室や遠隔地に於いて若い兵卒と一緒にいない事。艦長は兵卒の中から自分自身の従者として若い無髭 (sâderü) の者を随行させない事。

第18項： 艦長は航行中も港内に停泊中も、その時に必要とされる当直は士官・兵卒の別を問わず本人自身を任務に就かせる事。艦艇書記は任務の担当を日誌に記載すること。艦長は不幸にも任命された当直に過失が生じた際に、艦艇の当直長 (baş nevbetci) に責任があることを警告し、当直長と共に他の当直にも注意を促す事。

第19項： 艦長は艦艇が港内に停泊中で、事情により艦載艇で出張する必要が生じた場合、常に艦艇のトップギャラント・マスト (babafinko çubuğu) が見えなくなる程の山や丘陵の背後に進むことは適切でない。第15項に於いて、艦長に艦艇から6時間離れることを許可されることが示されているが、それは安全な港に位置しており、艦長自身が重要な事情により艦艇の見える所において、望んだ時に艦載艇で艦艇に戻る位置をその港で取っている場合、6時間艦外に留まることが許可される事。また向かい風が生じた際、艦艇に戻れないような位置にある場合は1時間たりとも艦艇から離れることは適切ではない。

第20項： 艦長は艦艇が港に到着し投錨している際に、港内に他に1、2隻〔でも船舶があれば〕艦艇であれ、あるいは小漕船 (kayık) の類であれ、それらの小漕船や艦艇が何であり、何処の保護下に属しているか、要するに表裏共 (hafi ve celi) 可能な限り調査を続け、不審な点がある場合、昼夜を問わず艦艇の保護に注意を払い、艦艇に備えられた武器の内、必要な物を準備し、艦内の有能な者を当直に任命してより一層警戒し続けるよう努める事。

第21項： 夜間港内で投錨している際に、港の海側・陸側を問わず小漕船や艦艇が向かって来る場合、接近させることを避け、〔近づくな (alarga!)〕と声を上げ、遠ざかるように伝える事。小漕船の類であっても夜間艦艇の側に接近させることは、如何なる口実であっても適切ではない。

第22項： 帝国艦隊の艦艇の内、国務に従事する艦艇の器具 (alât) と索具 (arma) 及び船員の艦内と艦上の両面で不備不足をなくするため、毎日器具と索

具が適切に備えられていることと艦艇と乗組員が常に清潔で規律が取れていることは、艦長たる者の責務の一つである。よって艦長は艦艇の衛生にも注意し、不備があれば担当官に遠慮なく指摘し警告すること。

第23項： 艦長は艦内にある軍用品と士官・兵員を自ら預かり、その管理・統率は自らの判断に委ねられるので、艦内に備えてある軍用品の破損と浪費を防止し適切な管理をすること。帆 (bâdbân) の類は可能な時間に広げて風に当てること。即ち備えてある軍用品を損傷から守ること。士官と兵員を熟練度に応じて艦艇のそれぞれの職務に就かせること。全員の任務を知っておくために機関将校 (mühendis) と艦艇書記を通じて表 (cedvel) を作成し、名前と絵を描くことでその職務を理解するようにすること。このようにして全ての任官の職務を理解するためには、重要な懸案がない場合に時々反復すること。艦長は必要に応じて警告した後、昼夜を問わず任官の一人に怠慢が見られた時 [のため] に、当直の規定に従い常員の兵卒が士官と共に作成した当直帳 (nevbet defteri) の上で、士官1名が常任当直長 (dâ'imâ baş-nevbetci) となっておくこと。更に別の士官を副当直長として任命し、常任当直長となる士官に怠慢が見える時には伝達させること。当直長となる士官は他の士官が当直の任務を遂行している時、先の表に従って全員の配置された部署を一つ一つ巡回すること。落ち度に見える問題が生じると当直長となる者に伝達し、当直長は即座に現場に向かい、その落ち度に見られる怠慢は何か、自分の目で発見すること、艦艇の出来事を記録する係官は、日誌にその怠慢を記録し、早急に艦長に渡し、艦長は士官の中から4名、即ち百人隊長 (yüzbaşı)、砲兵長 (topçubaşı)、書記、イマームが揃った所で、告発された者と十人隊長 (onbaşı) と下士官は士官室の入り口で、また百人隊長、書記、機関将校、イマーム及び彼らと同等の [階級の] 士官は士官室の中で、任務に於いて生じた怠慢の原因を調査し、釈明の余地が無い場合に、艦長が代表となって罰則に応じて処罰を執行すること。任務上怠慢のあった艦長補佐、百人隊長及び彼らと同等の [階級の] 士官は、任務とする職務の上で生じた落ち度を、同等の [階級の] 士官が艦長室に揃った際に質疑応答し、それによって有罪が立証された時は日誌に記録し、またその罪が投獄しない程度である場合は、罪状を審議に参加した者 (dâhil-i şurâ olmalar) 以外の誰にも知られないようにすること。また適切な処置を取るために艦長が指示し確認した後、オスマン政庁に出頭するが、その時に直接日誌を海軍会議 (Meclis-i Bahriye) に提出すること。検分の際に海軍会議から [検分を] 実施する側に必要事項を書き記して実施すること。殺人等により告発され、その罪が艦内に留められない程度である場合、艦艇が港湾内の場合、位置している地域の憲兵に、また洋上の場合、オスマン政庁に向かう帝国艦隊 (Donanma-yı hümâyûn) の艦艇かあるいは適切で信頼できる艦艇に載せて日誌と共にすぐに



帝国海軍イスタンブル造船所 (Tersane-i 'Âmire) に送検することを艦長が許可するようにして、適切に行動すること。つまり艦艇の洋上航行中・港湾内投錨中を問わず、艦艇の保護と現行の随行者である士官と兵員の適切な統率は艦長に委ねられるのである。よって犯罪が生じた際に、海軍会議で審理される(問題としての)公判は、艦長と共に審議されるので、後に有罪が明らかになった際、見逃した刑罰がどの程度に達していようとも、艦長と共に艦艇の日誌の記録を司った書記と機関将校にも責任がある事を同時に理解しておくこと。それに応じて本タリムナーメ (ta'limnâme) の文字通りの実施に注意を払い、時折本タリムナーメを全てその面前で理解させ尊重させるように注意を払い、指針 (ta'limât) に従って努力すること。

第24項： 帝国艦隊に所属する艦艇がオスマン政庁やイスラム諸国等の港湾に到着した時に、まず艦艇の士官を、その地方とその地方の港湾の検疫官 (karrantina memûri) の所に派遣し、伝染病の有無を審問すること。また外部から検疫官が帝国艦隊の艦艇の審問に関連して艦載艇で〔艦艇に〕横付けした時、艦艇の士官は軍医と共に立ち会い審問に対し適切に回答をすること。本艇は帝国艦隊に所属するものである。艦艇が検疫を無視するような態度を取った際に、不幸にもこのような規則に反した行動が伝わったり、あるいはオスマン政庁や他のイスラム諸国等に在する検疫官によって伝達された場合、艦長は処罰されることを知り、それを踏まえて行動すること。

第25項： 航行中は常員の兵員を右舷 (sancak) と左舷 (iskele) に編成し、二交替 (posta) に分割し、士官と兵員全員をその編成に従って、帆を上げたり縛ったりするような作業をするのに十分な人員を船舶の甲板に準備することに注意すること。

第26項： 艦艇が停泊中の際には、士官と兵員は三交替に分割・編成され常に船舶の甲板に見張りが立つこと。防御の問題等必要とされる職務に十分な人数の士官と兵員が備わっているように全力を注ぎ努めること。

第27項： 艦内にいる乗船中の士官と兵卒は全員朝のナマーズを行った後、一度登録簿に従って一名ずつ点呼を受け、夕のナマーズを行った後も同様に点呼をし、士官と兵卒が全員揃っているか否かを知り、要求されている職務の遂行に努めること。

第28項： 兵士の衣服や所持品等は全てリストを作成して記録し登録され、週に一度全ての所持品と衣服をそのリストに従って点検すること。所持品の中に紛失している物があれば、士官に弁償させて (zâbitânından tazmîn etdirerek)、各自の衣服や所持品の破損や紛失のないように最大の注意を払うこと。

第29項： 帝国艦隊に配属を命じられた銃兵 (tüfenk-endâz) は士官・兵員共、艦長の指揮下にある海兵員 (neferât-ı bahriyye) と見做されるので、銃兵の士官

は艦長の命令以外の行動を慎むこと。

第30項： 艦長は艦内に病人がいる時、医師を介して検診を行い、病院に移すことが必要になった場合には帝国海軍イスタンブル造船所より支給される入院用具一式を適切に病院に備えること。病人が適切な方法で看護を受けるために適任の兵員を必要に応じて任命すること。その監督として下級士官 (küçük zâbit) が携わると共に、入院用具一式の検査を入念にしておくこと。不備がある場合には、艦長が補う必要があるので注意を怠らぬこと。

第31項： 薬剤師は一日の薬品の支出がいくらになるか帳簿に正確に記載し、毎月支出簿の計算書に押印し、艦長が確認すること。艦艇書記が計算内容を検査した後、薬品の不足や使用不能な事態が生じた場合、薬剤師と書記は管理責任者を意味するものであるから、弁償することになることを同時に熟知しておくこと。

#### 4. 終わりに

以上TNに盛り込まれた指針は、その核をなす艦長の任務を中心にして、船員の艦内に於ける禁止事項、様々な条件下での艦艇の航行原則、食糧、軍需品、器具・用具等の調達・配給の方法、支出簿の作成、医療・検疫・保健衛生、兵員の甲板に於ける作業編成、当直、礼砲の撃ち方等多岐に亘っている。

また、第7・20・27項より当直の、第6・23・31項より艦艇書記の主要な職務内容を浮き彫りにする事が可能であり、更に第6・18・23の各項より艦艇書記が記すことになる日誌の記載事項も知ることが出来る。

ところで、これら諸規定とその実践とは全く別の問題であり、これら諸事項がどの程度遵守されたかという問題が残る。また、冒頭にも記したようにTNの起草者と作成プロセスは不明である。これらの件に関する詳細な検討は、作製年月日の正確な確定が困難な以上別の機会に譲らざるを得ない。

しかしながら、いずれにせよヒジュラ暦1265年の Bahriye Nizamnamesi と第6、第22項を除くとほぼ重複する項目のないこと、またヒジュラ暦1297 (1879-80) 年迄この種の規則が改訂・発行されなかったことを考え合わせると、Tanzimat 期の戦時編制の海軍規則として本TNが有効であったと考えてよいと思われるのである。

#### 注

- ① Ali İhsan Gençer, *Bahriye'de Yapılan Islahat Hareketleri ve Bahriye Nezâreti'nin Kuruluşu (1789 - 1867)*. [İstanbul, 1985] (以下 *Bahriye'de.* と略記)

- ② *Bahriye'de*. s. 225.
- ③ この点については Gençer 氏も指摘している (*Bahriye'de*. s. 225)。また実際に TN の第23項の末文に、.....işbu ta'limnâmeniñ harf-be-harf icrâsına dikkat ve aralık aralık işbu ta'limnâmeyi bil-cümle muvâcêhelerinde.....とあることから も *talimatname* であることは歴然としている。
- ④ *Bahriye'de*. s. 232-34.
- ⑤ これらについては以下のものがある。Safvet, *Bahriyemiz Târîhinde Filâsalar*. (『オスマン海軍史の綱糸』) [İstanbul, 1329] (以下 *Filâsalar*. と略記); Fevzi Kurtoğlu, *Deniz Mektepleri Tarihçesi*. (『海軍学校小史』) 2. kitap [İstanbul, 1941]; Ali İhsan Gençer, “Özel Bahriye Mektepleri Hakkında Bir Gene ge (1851)”. (『私立海軍学校に関する一通達書 (1851年)』) *İstanbul Üniversitesi Tarih Enstitüsü Dergisi* 7-8 [İstanbul, 1977]; 同, “İstanbul Tersane'sinde Açılan İlk Tıp Mektebi”. (イスタンブル造船所に開設された最初の医学校) *İ.Ü.E.F. Tarih Dergisi*, sayı xxxi [İstanbul, 1977]; 同, “Sakız Ada'sında Açılan Özel Bahriye Mektebi”. (キオス島に開設された私立の海軍学校) *İ.Ü.E.F. Güney-Doğu Avrupa Araştırmaları Dergisi* 8-9 [İstanbul, 1980].
- ⑥ これらについては以下のものがある。 *Bahriye'de*; 同, “Bahriye Meclisi nin Kuruluşu Önemi”, (『海軍会議の創設とその重要性』) *Türk Denizcilik Tarihi Araştırmaları*. [İstanbul, 1986] s.102-3. 上記の Gençer 氏の諸論考は全て同書に再録されている。
- ⑦ *Bahriye'de*. s. 225.
- ⑧ Hüsrev Paşa の経歴については, haz. Münir Aktepe, *Vak'a-Nüvis Ahmed Lutfi Efendi Tarihi* c.IX. (以下 *Târîh-i Lutfi* と略記) [İstanbul, 1984] s.221-3 及び Halil İnalçık, “HUSREV PAŞA” *İslâm Ansiklopedisi* c.5/1 s.609-16 を参照。
- ⑨ *Bahriye'de*. s.225.
- ⑩ オスマン帝国への石版印刷術の流入の経緯と Hüsrev Paşa の指導下で作製された刷本の *talimatname* については, Alpay Kabacalı, *Türk Kitap Tarihi*. (『トルコ書籍史』) [İstanbul, 1989] の第6章 [Taşbasmacılığı (石版印刷術)] s.92-8を参照。
- ⑪ .....Der-i 'Aliye'ye gelür bulunduđı anda tođrıca jurnalini Meclis-i Bahriye'ye takdîm ve Meclis-i Bahriye'den lede-l-mütâla'a icâbınıñ icrâsı tarafına yazılacađı vechle icrâ eylemek.....
- ⑫ bir ferdiñ töhmeti zuhûrunda igmâz-ı 'ayn edûb soñradan istimâ' olunur ise Meclis-i Bahriye'de istimâ' olunan husûs icün da'vâsı sùvârî-i sefine ile görilerek töhmetini icrâsında.....
- ⑬ 最初の海軍会議では, 会議の決定事項は最高司法審議会 (Meclis-i Vala-yı Ahkam-ı Adliyye) に於いて再度審議されたため, 海軍会議は独立した機関として機能しなかった。このため, 海軍提督の Tahir Paşa は不要と見做し, その2度目の提督在任中に当たるヒジュラ暦1257 (1841-2) 年中に廃止した。海軍会議が常置

されるようになったのは、ヒジュラ暦1261年 Ramazan 月6日 (1845年9月8日) 以降のことである (*Bahriye'de*, s.132-3)。

- ⑭ *Filâsalar*, s.39-40.
- ⑮ *Salnâme-i Devlet-i 'Aliyye-i 'Osmâniye*. (以下 SDAO と略記) sene-i 1274 s.64
- ⑯ SDAO sene-i 1277 s.70; SDAO sene-i 1278 s.70.
- ⑰ SDAO sene-i 1279 s.68.
- ⑱ SDAO sene-i 1281 s.63.
- ⑲ SDAO sene-i 1282 s.59.
- ⑳ *Târih-i Lütfi* c.X. s.66, 99, 129, 137.
- ㉑ *Târih-i Lütfi* c.X. s.137.
- ㉒ ここでは1839年2月23日付の irade-i seniyye による徴税法の改正によって、徴税請負制が廃止された後、県(liva)、郡(kaza)に徴・課税するために、中央政府により任命・派遣された有給の役人を指す(Midhat Sertoğlu, “MUHASSIL” *Osmanlı Tarih Lûgatı*, 2. baskı [İstanbul, 1986] s.228. (以下 *Lûgat* と略記) 及び S. J. Shaw and E. K. Shaw, *History of the Ottoman Empire and Modern Turkey*, Vol.2 [Cambridge, 1977] p.96)。
- ㉓ 同趣旨の規定がヒジュラ暦1265 (1848-9) 年の Bahriye Nizamnamesi (以下 BN と略記) の第25条に見える。BNについては *Bahriye'de* に内容の要旨が示されている (s.225-32)。
- ㉔ 艦長の側に付き、その補佐をする実習職。Mülazim kapudan と言う。艦長が死亡・解任等により空位になった場合には、mülazim が昇格した (İsmail Hakkı Uzunçarşılı, *Osmanlı Devleti'nin Merkez ve Bahriye Teşkilâtı*, 2. baskı [Ankara, 1984] s.432, 435. (以下 *Merkez ve Bahriye*. と略記)。kapudane の乗船する艦船の艦長には mülazim-i evvel (第1艦長補佐) と mülazim-i sani (第2艦長補佐) の2名がついた (“MÜLÂZİM KAPTAN” *Lûgatı*, s.233)。
- ㉕ çavuş はその所属する組織によって職掌が異なる。海軍組織の中でも戦時編制のものは、十人隊長よりも1ランク上の階級に属し、将官の側に付いて部隊派遣の統轄や規律の遵守の監督を主要な任務としていた (Lütfi Gürçay, “Çavuş”, *Gemici Dili*, [İstanbul, 1943] s.105)。
- ㉖ Tanzimat 期に海軍に於ける改革は陸軍を範例として取り組まれた (*Bahriye'de*, s.127)。このため将官の呼称も新しい陸軍のものと旧来の海軍のものが併用される現象が見られた。従って陸軍の最高ランクに当たる müşir は Bahriye Nazırı あるいは Kapudan Paşa に相当する。Kapudan Paşa への礼砲が19発であることは、Adolphus Slade の旅行記に散見する (Adolphus Slade, *Records on Travel in Turkey, Greece, &c. and a Cruise in the Black Sea with the Captain Pasha in the Years of 1829, 1830, and 1831*, Vol. 1 [London, 1832] pp.318, 456, 457)。
- ㉗ この語は kapudane が乗船・指揮する艦艇を指す場合もあるが、ここでは前後に登場する礼砲の対象が官職・階級であることから判断して kapudane 自身とし

て解釈すべきである。オスマン海軍に於いて大提督 (Kapupan Paşa) に次ぐ将官の官位 (paye), は順に kapudane, patrona, riyale となっていた (*Merkez ve Bahriye*. s. 433)。これら官位が一般化した17世紀末頃と本稿の対象とする時期とでは、その職能に関して差異のある可能性が強い。従来この語に対しては将官の階級 (rütbe) に照らして full-admiral あるいは admiral 等の訳語が充てられている。海軍会議の決議に基づいたヒジュラ暦1264年 Rebiyülevvel 月22日 (1848年2月28日) 付の irade-i seniyye に従って、オスマン海軍に所属する艦艇が3つの艦隊に分割・編成され、第1艦隊は kapudane-i hümayun, 第2艦隊は patrona-i hümayun, 第3艦隊は riyale-i hümayun の指揮下に委ねられた (この過程については *Bahriye'de* s.170-7参照)。BNに於いては kapudane は各艦艇内の用具・器具の管理や病人への投薬の決定もその職務とすることが規定されていた (qtd. *Bahriye'de* s.226)。尚 Mahmud Şevket Paşa は、『オスマン組織と軍服』の中でヒジュラ暦1271 (1854) 年に kapudane-i hümayun, patrona, riyale の将官名が、陸軍の階級に合わせて、呼称がそれぞれ reis paşa, ferik paşa, livā paşa と変更されたことを記している (Mahmud Şevket Paşa, *Osmanlı Teşkilâtı ve Kıyâfet-i 'Askeriyyesi*. kısım-ı sâni s.33; qtd. Mehmet Zeki Pakalın, “KAPUDANE”, *Osmanlı Deyimleri ve Terimleri Sözlüğü*. 2. baskı [İstanbul, 1971] s.187) が、同時代の他史料では確認し得なかった。

- ㉔ この語には通常階級に照らして vice-admiral の訳語が充てられる。地中海世界では17世紀頃に普及したが、一般に地中海の中央部と西部では艦隊中に於ける船舶の種類を表す語として用いられたのに対し、トルコ語圏とアラビア語圏では船舶の司令官を表す語として使用された (Henry Kahane, Renée Kahane, Andreas Tietze, “patrona”, *The Lingua Franca in the Levant*. [Urbana. 1958] p. 342-3 (以下 *Lingua Franca*. と略記)。BNに於いては艦装具・太索・タンク・帆類等の管理総責任者でもあったことが分かる (*Bahriye'de*. s.227)。併せて注㉓も参照のこと。
- ㉕ この語は riyale の乗る艦艇を指す場合もあるが、kapudane 同様ここでも前後に登場する礼砲の対象が官職であることから判断して riyale 自身と解釈すべきである。通常 rear-admiral の訳語が充てられる。また patrona 同様、一般にスペイン・フランス・イタリア語圏とトルコ・アラビア語圏に於ける意味の相違が見られた (“reale”, *Lingua Franca*. p.371)。またBNによれば、造船所に停泊している際には、塗装・楨皮等艦艇の修理・点検の総責任者でもあった (*Bahriye'de*. s.227-8)。併せて注㉓も参照のこと。
- ㉖ 艦内に於ける火気の取り扱いに対する用心を示したものと想像される。
- ㉗ vakiye. ヒジュラ暦1298年 Şavval 月29日 (1881年9月24日) 付の kararname により度量衡の基準の切り替えが実施される以前は、1オッカは1.282945 kg に相当した。Halil İnalçık, “Introduction to Ottoman Metrology”, *Turcica*, tome XV (1983) p.340.
- ㉘ セリム三世の治世期のヒジュラ暦1206年 Zilkade 月21日 (1792年7月11日) に大提督 Küçük Hüseyin Paşa により作成された nizamname は、コーヒーに関する用

務は旧来同様に艦長、帆手、砲兵長らにその功績に応じて無償で、即ち競売されることなく授与され、これに反した場合厳罰に処することを定めていた (Ahmed Cevdet Paşa, *Târih-i Cevdet*. c.5, s.287)。

- ㊤ 帆船の一本のマストは、下方から lower mast, top mast, topgallant mast, royal mast, skysail mast の順に構成され、各構成部分を分解することが出来た。通常 topgallant mast より上部は一材で構成されている (杉浦昭典『大航海時代』 [中央公論社 昭和54年] p.209)。babafinko は元来ヴェネツィア人の使用していた語で、14世紀以降地中海域に広がった。トルコ語にはギリシア語から入ってきたものと考えられている (“papafingo”, *Lingua Franca*. p.332)。
- ㊦ 「広々とした海」を意味する名詞 [larg-] が「陸から離れる」ことを意味する動詞 [alargâre] になって、地中海に広く普及した語 (“allarga!”, *Lingua Franca*. p.60)。一般に船舶やライフボートが離岸して停泊している状態を指すが、命令形になると、海岸や船舶に接近しようとする輸送手段を拒否することを意味する (Lütfi Gürçay, “alarga”, *Gemici Dili*. [İstanbul, 1943] s.11)。
- ㊧ 同趣旨の規定はヒジュラ暦1206年 Zilkade 月21日 (1792年7月11日) 付の nizamname にも見える (*Bahriye'de*. s.37)。
- ㊨ ヒジュラ暦1250 (1834-5) 年頃以降艦艇書記職には海軍学校の地図学及び地理学課程の修了生が就き、艦艇の種々の会計任務に携わっていた。彼らは書記補佐職 (katip muavinliği) に始まり、順次昇進するにつれ大型の艦艇に移り、帆走船の書記 (kalyon katibi) になった者は、そこからさらに Sağ kolâğası や艦長へと昇進して行った (*Filâsalar*. s.6-7.)。セリム三世治世期の1804年に発布された法令 (Kanunname) では、海軍の艦艇1隻につき筆頭書記 (başhoca), 第2書記 (2. hoca, çorba hoca), 第3書記 (3. hoca, jurnal hoca) の3種の書記官が乗艦することを規程し、各々の担当を明記している。それによると、筆頭書記は、艦長の書類作成・記載任務の代行、信号旗の使用と保管、軍需品の在庫と支出の確定、兵員・病人の数や死亡者と新規登録者の確定を行い、第2書記は、食事の調理、食糧の在庫・支出簿の記入を、また、第3書記は日常の出来事を日誌に記録する任務を司っていた (*Bahriye'de*. s.73)。TN中ではこれら書記職の区別はなされていない。
- ㊩ これについては、僅かに1850-67年にオスマン海軍の顧問となり、特に1859-64年には港湾会議長 (Liman meclis reisi) も務めた英国海軍将校 Adolphus Slade (トルコ名 Müşavir Paşa; 1802-77) が1849年11月21日付で在イスタンブル英国大使 Cunning 卿に宛てたオスマン海軍に関する報告により、参考までにその一端を知り得るに過ぎない。その中で Slade は、露土戦争以降、艦艇の秩序と乗組員の編成について改善の見られる事を伝えている。(FO195 309 21/Nov./1849. Bernard Lewis “Slade on the Turkish Navy” *Journal of Turkish Study*. 11 1987, p.2 (以下 “Slade” と略記))。また、同じく Cunning 卿に宛てた1851年4月18日付の報告では、航行中の乗組員の食糧について改善の余地のあることが記されている (FO195 309 18/April/1851. “Slade” p.7)。Adolphus Slade の経歴については *The Dictionary of National Biography*. [London, 1917] p.302 を参照。)。

㊸ ほぼ同時代に欧米式の近代的海軍の創設を目指した日本の明治政府は、英国海軍の影響を受け、導入された近代海軍の基本となるべき艦艇規則類はその殆どが英国海軍のものであった（篠原宏『海軍創設史』[リプロポート, 1986年] pp.220-4）。オスマン帝国でも、御雇い外国人の活動は海軍に於いては英国の影響力が最も強かった（永田雄三「トルコにおけるお雇い外国人」ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料 御雇い外国人』[小学館, 1975年] p.50）ことを考え合わせると、同様の可能性を含んでいることは想像されるが、少なくとも現時点では S'ade を初めとする英国系の御雇い外国人の回想録からそれを立証するものは見いだし得ない。また、冒頭で記した Tanzimat 期に作成された3種の talimatname は、凡そ何れの場合も、高級将官によって草案が起草された後、海軍会議に送られ審議を経るか、あるいは直接海軍会議で起草され、海軍提督に提出された。そして海軍提督の確認を経た後、宰相位 (sadaret), そこから更に最高司法審議会議へ送られ、最高司法審議会議で適切と判断されると再び審議の要旨と共に大宰相に伝達され、そこからスルタンに提出され発行するという手順を踏んだものである (*Bahriye'de. s.232-4*)。ほぼ同時期の発行が考えられる TN も同じ手順で作成された可能性も残される。

㊹ *Bahriye Kanunnamesi. [Istanbul, 1297]*

(関西大学卒業生)